

立山エリア文化観光推進商品開発支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 立山エリア文化観光推進商品開発支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 知事は、立山エリアにおいて、文化資源の魅力に触れ、文化についての理解を深めることを目的とする観光（文化観光）を推進し、観光誘客を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出するため、立山信仰をはじめとする立山の文化・歴史の魅力を伝える商品の開発・販売に向けた取組みに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 富山県内に主たる事業所を有する事業者
- (2) その他、知事が認める者

(補助要件及び対象経費等)

第4条 補助金の交付の要件、対象となる経費、補助率及び補助金の限度額は、別紙のとおりとする。

(事業計画の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(審査結果の通知)

第6条 知事は、前条に規定する計画書の内容が補助金の交付の目的等に適合するものであるかどうかを審査し、審査結果を提出者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 前条の規定により採択の通知を受けた者は、交付申請書（様式第2号）に同様式で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時におい

て消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を行う。知事は当該申請書類の審査並びに必要に応じて現地調査を行ったうえ、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）又は補助事業に要する経費の変更（軽微なものを除く。）をする場合には補助事業の変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の補助事業の内容の変更に係る軽微なものとは、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更で、かつ、事業能率の低下をもたらさないものとし、補助事業に要する経費の変更に係る軽微なものとは、補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

(事業の中止及び廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等)

第11条 補助事業者は、補助事業が指定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は知事に報告し、知事の指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日、又は令和7年3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出し

なければならない。

(額の確定)

第15条 知事は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査などにより、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の支払い)

第16条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。ただし、補助事業を遂行するために必要があると認めるとときは、補助金を概算払いすることができる。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、知事が定める精算（概算）払請求書（様式第6号）により知事に補助金の支払い請求を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第19条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(立入検査等)

第20条 知事は、補助事業の適正化を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は、補助事業者の事務所、事業者等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(取得財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、次の各号に定める期間（以下「処分制限期間」）を経過しない場合においては、取得財産等管理台帳（様式第7号）を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければならない。

(1) 減価償却資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年

大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は補助事業の完了の日から10年のいづれか短い期間

(2) 汎用性が高い備品等については、前号の規定にかかわらず補助事業の完了の日から5年

2 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第8号)により知事の承認を受けなければならない。ただし、処分制限期間を経過したものについてはこの限りでない。

3 前項の場合において、知事は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。ただし、当該取得財産の処分が処分制限期間を経過している場合はこの限りではない。

(補助金の経理等)

第22条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、事業年度終了後5年まで保存しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 紙

①補助金の交付の要件

次に掲げる事項をすべて満たす事業であることを要件とする。

- ア 立山の文化・歴史の魅力の一端に触れることができる商品の開発・販売に向け実施する取組みであること。
- イ 立山エリアでの商品販売を見込んだものであること。

②補助の対象となる経費

下表のとおりとする。

経費区分	内 容
企画開発費、試験研究費、試作品開発費	企画開発、試験研究、試作品開発の設計、デザイン、加工等にかかる経費
借料	機器、設備等のリース料又はレンタル料
備品購入費	機器、設備等の購入費
委託費・外注費	デザイン、加工等業務の一部を第三者に委託、外注する場合にかかる経費
市場調査費、広告宣伝費、販路開拓費	市場調査、広告宣伝、販路開拓にかかる経費
専門家謝金・旅費	商品の企画開発、販路開拓等にあたり専門家の指導・助言を受けるためにかかる謝金・旅費
手数料	各種許認可取得にかかる手数料

③補助率

2分の1以内とする。

④補助金の限度額

1事業者あたり 100万円とする。